国自情第82号 平成30年7月18日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車情報課長

運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて

標記について、今般の平成30年7月豪雨による災害状況にかんがみ、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正に伴う事務の取扱いについて」(平成3年6月25日付け地管第54号)及び「自動車登録業務等実施要領の制定について」(平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号)にかかわらず、特例として下記の取扱いとするので周知願いたい。

記

## 1 対象者

特定被災地域内(※)に住所を有する自動車の使用者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者

※平成30年7月豪雨に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の 区域。

- 2 申請時の各書面の有効期間の取扱い
- (1) 自動車保管場所証明書の有効期間について

平成30年6月28日から平成30年11月29日までの間に、証明の日から概ね1ヶ月の期間が満了するものは、平成30年11月30日をもって満了するものとする。

(2) 自動車の使用者の住所を証する書面の有効期間について

平成30年6月28日から平成30年11月29日までの間に、発行後3ヶ月の期間が 満了するものは、平成30年11月30日をもって満了するものとする。